

駐車監視員資格者認定審査（考查）のお知らせ



1 認定対象者（確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項）

- (1) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者
- (3) 前二号に掲げる者と同等の経験を有する者

2 認定考査の期日及び場所

(1) 期日

令和8年2月3日（火）午前9時30分から午前10時30分まで

※ 受付時間：午前9時から午前9時25分まで

(2) 場所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁新館B24会議室（地下2階）

※当考査参加者用の駐車場はありません。来庁の際は、公共交通機関を利用するか近隣の有料駐車場を利用して下さい。

3 認定考査の方法

次のとおり筆記試験により行います。

- (1) 認定考査の出題は、正誤式問題50問
- (2) 配点は1問につき2点
- (3) 90点以上の方が合格

4 認定申請手続等

(1) 認定申請の期限

令和8年1月13日（火）午後5時まで

(2) 認定申請書類等の提出先及び提出方法

ア 提出先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

イ 提出方法

直接持ち込み（郵送等不可）

注）代理人による申請は、委任状が必要となります。

(3) 認定申請に必要な書類等

ア 認定申請書 1通

イ 写真 1葉（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル×横2.4センチメートルのもの）

ウ 上記1の(1)～(3)のいずれかを証明する書類（職歴証明書等）

※ 認定申請書は、大分県警察本部交通部交通指導課で受領できるほか、本ホームページか

らもダウンロードできます。

(4) 認定審査手数料の金額、納入時期及び納入方法

ア 金額

4,500円

イ 納入時期

認定申請書提出時

ウ 納入方法

大分県使用料及び手数料条例第4条第2項による方法で納入して下さい。

手数料を大分県収入証紙により納付する場合は、当該証紙を認定申請書に貼り付けて納入してください。

なお、認定考査を受けなかった場合でも、既に納入された認定手数料は返還できません。

注1) 切手、収入印紙、他府県の収入証紙等を貼り付けないでください。

注2) 大分県収入証紙は、消印しないでください。

注3) 大分県収入証紙は、各地方振興局、各県税事務所、各土木事務所等で取り扱っています。

5 認定書の交付

交付期日、場所については、後日直接ご連絡いたします。

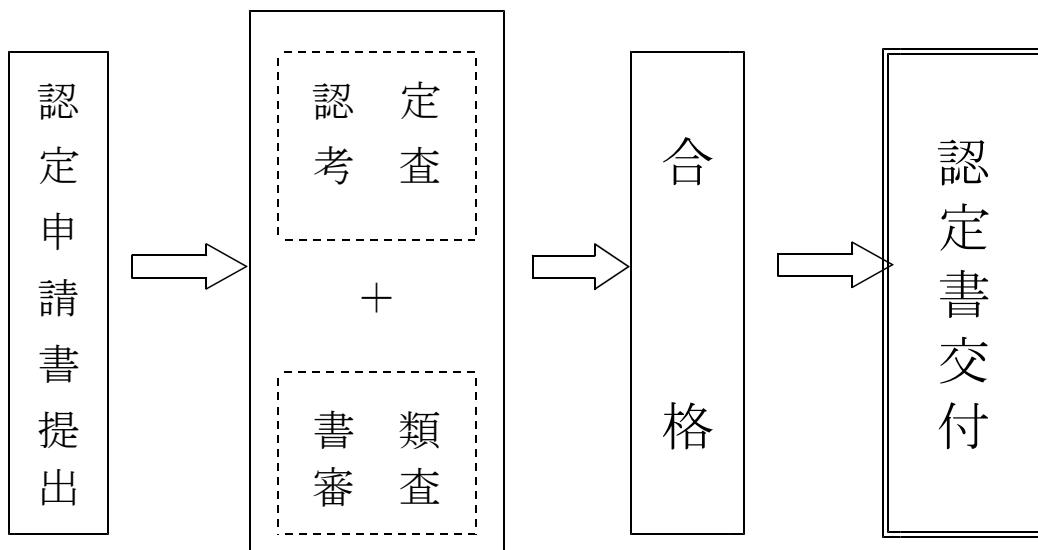
6 認定審査等に関するお問合せ先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(電話 097-532-6200)

認定審査の流れ



第10号様式 (第11ー第13条関係) (令4公委規則9・一部改正)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※認定年月日	年 月 日
※認定書番号	

認定申請書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本籍			
	住 所	〒 一 都道府県		
	(ふりがな) 氏名	電話 () — (自宅・携帯)		
	生年月日	年 月 日 生		
	勤務先その他の連絡先	電話 () —		
		写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)		

実 施	※認定考查日	年 月 日	※認定考查の結果	合・否
	※受検場所			
	※受検番号			

手 数 料 欄	
------------------	--

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けること。
- 3 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。
- 4 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。